

○南箕輪村企業振興条例施行規則

平成18年6月26日
規則第19号

改正 平成20年12月1日規則第20号
平成21年8月4日規則第8号
平成24年5月18日規則第15号

(目的)

第1条 この規則は、南箕輪村企業振興条例（平成18年条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(投下固定資産総額)

第2条 この規則において、投下資産総額とは地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋（工場等に使用する目的で取得した村内の空き工場等を含む）及び償却資産（機械及び装置）のそれぞれの取得価格の合計をいう。

2 前項に規定する土地の取得については、その取得後2年以内に当該土地を敷地とする工場等の操業をした場合に限るものとする。

3 第1項に規定する空き工場の取得については、その取得後2年以内に工場等の操業をした者に限るものとする。

(指定の基準)

第3条 条例第3条に規定する振興措置の対象となるものは、直接当該事業の用に供するものであって、青色申告書を提出する法人又は個人が取得する投下固定資産総額が、新設の場合は2,000万円以上とし、移設、増設及び既存企業が新たに償却資産を取得した場合は500万円以上とする。

(指定の申請及び指定)

第4条 条例第3条に規定する振興措置を受けようとする者は、当該投下固定資産取得の日の属する年の翌年5月31日までに、南箕輪村企業振興指定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第2号）
- (2) 位置図及び建物の平面図
- (3) 償却資産位置図
- (4) 土地、建物及び償却資産別明細書（様式第3号）
- (5) 土地、建物及び償却資産の取得価格を証する書類の写し
- (6) 建築確認通知書及び検査済み証の写し
- (7) 償却資産（増加資産）申告書及び種類別明細書の写し
- (8) 新設、移設及び増設に係わる施設、設備及び機械の写真
- (9) 新設、移設及び増設に係わる生産工程フロー図
- (10) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

- (1) 法人定款（法人の場合）
- (2) 決算書（直近のもの・法人の場合）
- (3) 南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）第3条第2項に規定する納付金滞納確認同意書
- (4) 企業紹介パンフレット又は、企業概要説明資料

3 村長は、前項の申請書を受理したときはこれを審査し、条例第5条に規定する南箕輪村企業振興審議会の意見を聴いて産業振興上適当と認めるときは、指定決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

（指定の承認）

第5条 譲渡、相続その他の理由により指定を受けた者に異動が生じた場合は、その事業の継承者は、引き続き前条第3項の規定により指定されたものとみなす。

（指定を適当と認めない場合）

第6条 第4条第3項の規定により、指定を適当と認めない場合については次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 投下固定資産総額が第3条に規定する額に至らなかった場合
- (2) 厚生施設、その他直接事業の用に供しない固定資産がある場合
- (3) 規則第5条第2項各号に掲げる納付金の滞納がある場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、村長が適当でないとした場合

（指定取消しの通知）

第7条 村長は、指定後において条例第4条各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、指定取消し通知書（様式第5号）により指定した者に通知しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の南箕輪村企業振興条例（昭和57年条例第11号）第3条の適用を受けている者に係る経過措置については、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月4日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月18日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。